

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 137

2019年4月26日発行 通巻No.147号

創刊2007年2月26日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL: 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX: 03-6303-8265

MAIL: npokouken@gmail.com HP: <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆受任第13号女性永眠◆

～謹んでご冥福をお祈りします～

本会が受任した成年被後見人等のうち13番目に受任(平成24年2月)した女性が、3月29日、亡くなりました。94歳でした。昨年11月に入院し3週間後に入所していた特養に戻られましたが、3月に再入院。この入院中、食事がとれないので経管栄養にするか胃ろうにするか等々を本会后見担当者(正・副)が医師、ソーシャルワーカーたちと何度か話し合いました。ご本人は以前から無理な延命措置は嫌がっていたので、延命措置はせず緩和ケア対応をすることとし、3月23日に退院し特養に戻られましたが、29日に息を引き取られました。死因は老衰でした。近い親族がいなかったため、4月6日、本会関係者他が参列しお見送りしました。ご冥福をお祈りします。

◆情報交換会◆

4月6日(土)、本会后見部会主催の後見実務担当者向けの「情報交換会」が荏原第五地域センターで開催されました(27名参加 13時～17時)。國枝園子会員の進行により開会され、最初に古賀忠壹理事長、小松統後見部会長の挨拶が行われ、その後、後見活動実務者からの報告と課題が発表されました。どのケースも困難な事例で、その中で担当者がどのように活動し工夫しているかがよく分かり質疑応答も活発に行われ、充実した4時間でした。



◆月曜カフェ◆

4月22日（月）、第16回月曜カフェが品川区役所「啓発展示室」で開催されました（17名参加 10時～12時）。テーマは「区長申し立て案件の実情と課題」。講師は古賀理事長。本会が受任する被後見人の方たちは殆んどが、品川区長が家裁に成年後見制度を利用する申し立てを行う「区長申し立て」です。区長申し立ての概要、実情、課題についてわかり易い説明があり、その後の質疑応答でも本会としての様に行政に働きかけて行くか等々の活発な議論がなされ有効な時間でした。

月曜カフェは2017年7月24日に第1回が開催され、今回で16回目です。会員の力の向上、また交流を深める上でも大事な場となっています。会員の皆さんの積極的な参加を期待します。



◆広報活動◆

4月8日（月）、地域の人たちが集まり茶話会等を行う「やしおカフェ」（主催：NPO法人協働まちづくり 26名参加 内：本会6名）に広報部会が参加し広報活動を行いました（13時半～15時半）。初めに成年後見制度を紹介するDVDを放映し（約20分）、それに続いて本会の紹介を行いました。その後、3つのテーブルに分かれ、茶話会の開始です。成年後見の話から高齢者としてどのように暮らしていくか、等々の話でおおいに盛り上がり、正直なところどこまで後見制度を理解していただけたかは分かりませんが、このような形で地域の方たちと交流を深めるのもまた意義のある事かも知れないとの印象を持ちました。



◆2019年度通常総会◆

2019年度の本会通常総会を下記のとおり開催します。年に一度、思いを同じくする仲間が一同に集まる場として、全会員の参加を呼びかけます（現会員数95名）。総会終了後は新会員向け説明会、茶話会も計画しています。

日時：6月9日 13時半開会 場所：荏原第五区民集会所

◆ 3 月度理事会報告 ◆

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 18 日 (月) 17 時 10 分～19 時 30 分
2. 開催場所 品川区本会事務所
3. 出席理事 朝倉鈴子、内山恵子、金城清、古賀忠壹、小松統、澤谷義則、杉谷徹夫、高橋宣子、高原三平各理事
4. オブザーバー 青木誠監事 (欠席)
5. 議事

< 審議事項 >

- ① 平成 31 年度事業計画・予算案について決議した。
- ② 後見等担当者について以下のことを決議した。
 - イ) 新案件 43 号、44 号の正・副担当者
 - ロ) 既 16 号の正担当交代及び既 26 号の副担当交代
 - ハ) 既 14 号、既 32 号、既 33 号の主担当辞任による副担当 1 人体制 (平成 31 年 4 月 1 日より平成 31 年 6 月 30 日迄を目途とする暫定措置)

< 協議事項 >

- ① 平成 30 年度事業報告・決算について協議した。(各部部长、事務局長)
- ② 「後見活動謝金細則」実施 (平成 31 年 4 月 1 日) に伴う移行措置について協議、確認をした。(小松)
- ③ 事務所当番マニュアルについて協議した。(高原)

< 報告・連絡事項 >

- ① 「後見活動謝金細則第 3 条」による担当者の所要時間区別について報告があった。(小松)
- ② 平成 30 年度市民後見人養成講座について報告があった。概要は受講申込数 19 名。内修了者 (4 日以上出席) 14 名。入会希望者数 6 名。(杉谷)
- ③ 任意後見案件について中途報告があった。(小松)
- ④ 会費未納者への対応について報告があった。
- ⑤ 月曜カフェ会場 (区・啓発展示室) は、区地域活動課から平成 31 年 6 月末に終了するとの連絡があった。(高原)
- ⑥ 寄付金の受入れについて以下の通り報告があった。(高原)
寄付者：土屋衛氏 (元品川成年後見センター所長) 金額：10,000 円
- ⑦ HP への掲載にについて、設立 10 周年記念事業報告書及びシンポジウム記録集をアップしたい旨の報告があった。(金城)
- ⑧ 地域でつながるみんなのくらし展 (2 月 23 日実施) について報告があった。(金城)

< 今後の予定 >

- ・月曜カフェ 3 月 25 日 (月)、4 月 22 日 (月) 10 時 00 分～
- ・情報交換会 (後見部会) 4 月 6 日 (土) 13 時～17 時
- ・部部长連絡会 4 月 8 日 (月) 10 時 00 分～
- ・監督人・後見人等連絡会 4 月 15 日 (月) 15 時 30 分～
- ・監事監査 4 月 17 日 (水) 10 時 00 分～
- ・理事会 4 月 22 日 (月) 17 時 00 分～



(高原三平 記)

◆2019 年度会費◆

今月から本会の 2019 年度がスタートしました。19 年度会費（3,000 円）を通常総会（6 月 9 日）までに次の口座にお振込み下さい。

特別の事情がない限り、2 年間未納の会員は、退会扱いとなります。ご注意ください。

みずほ銀行荏原支店 普通口座 1086153 特定非営利活動法人市民後見人の会

4 月に入り、町にはま新しいランドセルを背負った新 1 年生の元気な姿が見られます。本会も 2019 年度のスタートです。新 1 年生のように行かないでしょうが、新たな気持ちでスタートを切れたらと思います。

この頃、新聞等で成年後見についての記事が多く掲載されています。その内の一つに次のような記事がありました。要約します。

成年後見の見直し 生活支援に重点を置いて

「成年後見制度が大きく変わる。最高裁判所は後見人の業務について財産管理より生活支援を中心として『身上保護』に重点置くようにと全国の家庭裁判所に示した。(略) 後見業務の研修を受けた『市民後見人』にも協力を求めて、親族を支える仕組みを作るべきだ」(毎日新聞 2019・4・19)。

本会の更なる活動が期待されるところです。

(編集 金城 清)

